

大田市告示第100号

石見銀山世界遺産登録15周年記念観光イベント支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月21日

大田市長 楫野弘和

石見銀山世界遺産登録15周年記念観光イベント支援事業補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 令和4年に迎える石見銀山世界遺産登録15周年を契機として、大田市の観光資源等を活用したイベント等の開催を支援することで、県内外から大田市への観光誘客を促進することを目的として、石見銀山世界遺産登録15周年記念観光イベント支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 大田市の観光振興に関わる民間団体（観光協会、商工会議所、商工会、旅館組合、旅行者、運輸機関、NPO法人等をいう。）
- (2) 上記の民間団体で構成された実施団体
- (3) その他、市長が適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のうち、いずれか1つを満たす事業とする。

- (1) 県内外から大田市への観光誘客を期待することができるイベント（イベント実施による集客数の計測及び補助対象者以外への経済波及効果が見込めるものに限る。）
- (2) 世界遺産エリア内（大森町、温泉津町、仁摩町）において実施するイベント

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) イベント周知に係る経費
  - ア 広告費
  - イ 印刷製本費
- (2) イベント運営経費（感染防止対策に必要な経費を含む。）
  - ア 委託料
  - イ 謝金、費用弁償
  - ウ 賃金（イベント準備や当日の運営等事業執行に直接係るもの）
  - エ 材料費及び消耗品費（参加者特典やサイン整備等事業執行に直接係るもの）
  - オ 使用料及び借り上げ料
  - カ 保険料
  - キ 通信運搬費
- (3) その他事業実施に必要と認められる経費  
（補助率及び補助限度額）

第5条 補助対象経費に係る補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、100千円を上限とする。ただし、参加費等を徴収するイベントを実施する場合で、余剰金が発生した場合は、その相当額を減ずるものとする。

（他の補助金等との調整）

第6条 補助対象事業が、大田市の他の補助金等の対象となって補助金等の交付を受けた事業等と同一又は一体であると認められる場合には、補助金の交付は行わないものとし、既に交付の決定をしているときは、その決定を取り消すものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の認定申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、大田市補助金等交付規則の交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（次の事項を記載すること。）
  - ア 事業の目的
  - イ イベント名称

- ウ イベントの実施期間
- エ 具体的なイベント内容
- オ ターゲット（年齢・性別・圏域等）
- カ 広報・販促方法
- キ 事業の効果（県内外からの集客見込数及び根拠）
- ク 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

(2) 収支予算書又はこれに代わる書類

（申請内容の審査）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、補助金の受給資格を有するかを審査の上、補助金支給の適否及び補助金の額を決定する。

（補助金の認定）

第9条 市長は、前条の規定に基づき、内容が適当であると認めた補助事業について、大田市補助金等交付規則の補助金等交付決定通知書により補助事業者へ通知する。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

（補助金の変更認定申請）

第10条 補助事業者は、前条の認定後に事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに大田市補助金等交付規則の補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更認定申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、大田市補助金等交付規則の補助金等交付変更決定通知書により通知する。

（着手届及び完了届）

第11条 補助事業者は、補助事業に着手したとき、及び当該補助事業が完了したときは、速やかに大田市補助金等交付規則の補助事業等着手・完了届を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業等の内容、性質等により、市長が着手届及び完了届の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときには、補助事業完了後14日以内又は補助事業の完了年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、大田市補助金等交付規則の補助事業等実績報告

書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があった場合には、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田市補助金等交付規則の補助金等確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、第1条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の額の80%に相当する額の範囲内で、概算払で交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、大田市補助金等交付規則の補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(帳簿の整理)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、当該帳簿及び全ての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(その他必要な事項)

第16条 大田市補助金等交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この告示は、令和4年4月21日から施行する。

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。